時 間 帯 別 電 灯 (エルフナイト8)

低 圧 特 別 約 款 (料 金 表)

2023年7月1日 実施



I 本 則

1 契約種別

この低圧特別約款(料金表)の時間帯別電灯(以下「この料金表」といいます。)の契約種別は、時間帯別電灯といたします。

2 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、5 (時間帯区分)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、この料金表実施の際現に変更前の低圧特別約款(料金表)の時間帯別電灯の適用を受けている場合に適用いたします。

- (1) 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、低圧特別約款(基本契約要綱)(以下「要綱」といいます。)1(適用)(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者(以下「当該一般送配電事業者等」といいます。)の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式,供給電圧および周波数は,当該一般送配電事業者等が定める 託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送供給等約款等」といい ます。)に定めるところによるものといたします。

4 契約容量

- (1) 契約容量は、原則として要綱5 (契約電流および契約容量ならびに契約電力) (2)に準じて定めます。
- (2) 別表 1 (夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。)のうち別表 1 (夜間蓄熱式機器)(1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合の契約容量は、原則として、次のイによってえた値に 0.4 を乗じてえた値が口によってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

イによってえた値+ロによってえた値×0.1

- イ 契約負荷設備のうち別表 1 (夜間蓄熱式機器) (1)に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて,原則として要綱 5 (契約電流および契約容量ならびに契約電力) (2)によってえた値
- ロ 契約負荷設備のうち別表 1 (夜間蓄熱式機器) (1)に定める夜間蓄熱式機器の総容量 (入力)

5 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および要綱別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、要綱別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表 2 (燃料費調整) (1)ホに定める基準燃料価格を下回る場合は、要綱別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表 2 (燃料費調整) (1)ホに定める基準燃料価格を上回る場合は、要綱別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、 まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,573円00銭
---------	-----------

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,255円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	302円50銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	35円24銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	40円46銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円63銭

口 夜間時間

1キロワット時につき	24円68銭
------------	--------

7 使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、要綱18(使用電力量の計量)に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間 帯別の使用電力量は、次によります。

- イ 30分単位で計量しない場合は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終 了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえ た値(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。) といたします。
- ロ 30分単位で計量する場合は、各時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

(2) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 技術上,経済上やむをえない場合は,当分の間,お客さまと当社との協議のうえ,当該一般送配電事業者等は,夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合,当該夜間蓄熱式機器については,専用の屋内電路を施設し,直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また,当該一般送配電事業者等は,夜間時間以外の時間は,適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄 熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあ ります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当該一般送配電事業者等は、毎日午前1時から午前6時までの時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄 熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあ ります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- ハ イおよびロの場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。
- ニ イおよびロの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。
- ホ イおよびロの場合の電気の供給をしゃ断する装置は、託送供給等約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

8 その他

- (1) 当社は、要綱20(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2(昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)によるものといたします。
- (2) その他の事項については、要綱によるものといたします。
- (3) この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ (実施細目) による ものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、 街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 契約容量

(1) お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約主開閉器の設定は不要とし、この場合の契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

入 力 (キロボルト = 電流制限器の定格電流(アンペア)×100(ボルト)×
$$\frac{1}{1,000}$$
 アンペア)

なお、電流制限器とは、要綱 5 (契約電流および契約容量ならびに契約電力) (1) 口における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

入 力
$$(+p + v) = 制限される電流(アンペア) × 100(+v) × 1 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,000 / 1,00$$

(2) 別表1 (夜間蓄熱式機器) (1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまが希望され、かつ、別表1 (夜間蓄熱式機器) (1)に定める夜間蓄熱式機器以外の機器について、当該一般送配電事業者等の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは、本則4 (契約容量) (2)イの値は、(1)に準じて算定いたします。

3 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、別表1 (夜間蓄熱式機器) に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表 1 (夜間蓄熱式機器) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、 当社に申し出ていただきます。

なお、夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えされた場合は、夜間蓄熱 式機器の設置を証明する書類等を提示していただきます。

(4) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当 社は、その機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

4 その他

電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表 2 (昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

(1) 検針期間の日数

- イ 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検 針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたし ます。
- ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針 区域の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知 らせした日の前日までの日数といたします。

(2) 暦 日 数

- イ 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の 基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたし ます。)の属する月の日数といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基

準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、2023年7月1日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、要綱19(料金の算定)および要綱20(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分は、別表2(昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)に準じて日割計算をいたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれかに該当する機器をいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用されるもの。
- (2) (1) に準ずる通電機能を有し、夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって、給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。

2 昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

第1段階料金適用電力量 = 90キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、 最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用され る電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 =140キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 要綱19 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は, (1)の

日割計算対象日数
検針期間の日数日割計算対象日数
医
居
日
数といたします。

(3) (1) に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金 適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位 で四捨五入いたします。